

# 令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：佐賀県

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2%
全職員	75.4%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.4%
本庁課長相当職	97.6%
本庁課長補佐相当職	97.0%
本庁係長相当職	98.6%

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.4%
31～35年	99.1%
26～30年	99.3%
21～25年	99.0%
16～20年	92.4%
11～15年	93.2%
6～10年	87.4%
1～5年	86.2%

### 【説明欄】

- 差異が生じた要因として、以下のことが考えられる。
  - ・ 令和4年度の扶養手当受給者の90%以上は男性職員である。
  - ・ 近年の女性採用数の増加により、任期の定めのない女性職員のうち、勤続年数10年以下の職員が半数となっており、相対的に給与水準が低い層に女性が偏っている。(※年代で見ても、任期の定めのない女性職員の44%が35歳未満であり、男性職員(27%)に比べて年齢層が低い。)
- 「任期の定めのない常勤職員」の内、令和4年度中に育児休業・部分休業・育児短時間勤務を取得した職員については、全体の算出値に与える影響の大きさを考慮し、対象から除いている。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、実際の勤務時間を考慮し、パートタイム再任用職員は0.7人、パートタイム会計年度任用職員は0.8人としてカウントしている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。